

第12回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成21年5月28日(木)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略,五十音順)

あねざきしょうこ,阿部和久,奥野美彌子,紙浦健二,北川善昭,坂本英之,
建石直子,西村依子,松井直,本山直美,吉野幸枝

(2) 事務担当者等

加藤首席家裁調査官,伊藤首席書記官,森下次席家裁調査官,永井事務局長,
上田総務課長

4 議事

(1) 委員長開会あいさつ

(2) 新任委員等の紹介及びあいさつ

(3) 本日のテーマ「養育費を巡る問題」について,委員長から趣旨説明

(4) 養育費の取決め及び変更,並びに履行確保について事務担当者からパワーポイントによる説明

(5) 意見交換

(発言者/●委員長,○委員)

事前に配付した別紙話題事項を基に委員から意見を伺った。

● 離婚調停の席で養育費の額が決まってから,父親に継続して養育費を支払ってもらうため,どのような話をするのがよいと思うか。

○ 母親側の代理人となっている場合,相手の父親は,子どもの成長が目に見えるると養育費を支払う気持ちになることから,面接交渉や子どもの写真を送る等の約束事は,きちんと守った方がよいと母親に助言することがある。

- 面接交渉とは、父親と子どもの交流を意味する専門用語であるが、委員の意見の趣旨は、父親は、面接交渉で子どもの成長を定期的を確認し、そこに喜びを感じると、養育費を支払う動機付けになるということだと思ふ。
- 養育費を払うということは、父親にとっては一番大切な仕事であるとともに、養育費は妻に払うものではなく子どもに払うものであり、子どもには受け取る権利があるということを理解する必要があると思ふ。養育費を払い続けることは、親子の絆が保たれるし、親の責任や信頼を勝ち取ることにもなる。調停の席では、そこに時間を費やして説明し、納得させることが大切だと思ふ。さらに、近年、母子家庭の平均的な年収が200万円を切る状況にあり、子どもを進学させるためにも、父親には養育費が大事なものであることを認識させる必要があると思われる。
- 養育費を払い続けるポイントとしては、義務や絆というより、むしろ子どもへの愛着ではないかと思ふ。カウンセリングをしている中で感じることであるが、例えば子どもが進学するのに多額の費用が必要になったとき、分かれた妻には憎しみを残しながらも、その費用を払う父親には、子どもへの愛着が強いと感じる。そのことから、愛着の強さを確認するという視点も必要と思ふ。
- 父親の愛情とは何であろうか。
- 例えば、子どもが健やかに成長するように支えたいという気持ちも父親の愛情であろう。そのような愛情は、母親の愛情には及ばないかもしれないが、父親は十分持っていると思ふ。
- 父親の愛情は、母親の愛情と違って、教育的な立場で導いていく愛情であり、父親と母親では子どもに対する役割が違うと思ふ。子どもが社会的に成長していくには父親の教育的な愛情が不可欠であり、だからこそ、父親の手の差しのべが必要である。言葉掛けも重要であるし、子どもと面接して交流する中で子育ての実感を与え、父親に自分でなければ駄目なんだという動機付けを行うことも重要であると思ふ。

- 別れた夫婦の間にいる子どもを育てるのに、養育費という言葉を使わざるを得ないと思うが、この言葉は、義務的な印象を与え、重くなってしまうと思う。養育費の支払いは、子どもを一人前の大人に育てていくための人として必要な営みであることを父親に自覚させていくのも一つの方法であると思う。
- 調停の席で、父親に対し、支払いを怠ると強制執行を受けることがあるので、気をつけてくださいという説明をすることがあるが、そのようなことは言わない方がよいか。
- 相手によると思う。
- 父親の中には、養育費を渡す直接の相手が妻であることを嫌って、例えば、妻の実家は資産家だから、実家に子どもの面倒を見てもらえばいいではないかと言いつける人もいる。このようなときに父親の扶養義務の重さについて、法律的な話をするのが効果的なのだろうか。
- 調停の席では、調停委員の一人が法律的な話をして、もう一人の調停委員がフォローすることもできるのでないかと思う。数年前に妻の浮気が原因で離婚し、母親が親権者となって、父親が養育費を支払っていたケースで、父親からの支払いが年に1回程度ストップすることがあった。それは、お金がないわけではなく、根底では妻の浮気を責める気持ちに囚われていたのではないかと思う。こうした場合、親の離婚によって可哀相な境遇にある子どもを父親としてどうフォローしていくのか、この父親には愛情が溢れているので、発想を転換して義務ということではない違った意味の説明が効果的でないかと今の説明を聞いて思った。
- 母親の中には、親権者となったことから、父親に養育費だけを払わせて、その他のことについて一切口を挟ませない母親がいるが、そのような態度を取る母親には、どのような働きかけをすればよいか。
- 行政において母子家庭を支援している支援員によると、現在、父親と生計を異にする子どもに支給される児童扶養手当が目減りしてきており、母親の

パート収入を合わせても生活が苦しいことから、父親からきちんと養育費を受け取りましょうと、養育費のことがクローズアップされてきているとのことである。そして、養育費が金銭的な援助ということだけではなく、子どもの心の成長にも不可欠であると思われるので、母親に父親の必要性を話し、理解させていただきたいと思う。ところで、父親がギャンブル等に興じて生活費を入れないという場合、このような父親との間での養育費の取り決めはどうなるのか。

- そのような父親との間では、養育費を月1万円と低額にするような場合もある。
- 過去にいろいろあったかも知れないが、母親が、養育費を払う父親に感謝の気持ちを表せば、父親も変わってくると思う。
- 子どもの環境の中で大切なのは、まず愛情だと思うが、それは、両親が生活面と経済面を支えて、初めて成り立つものだと思う。その意味では、離婚後であっても、子どもには、母親の愛情の他に父親ともつながりを持つことが必要であり、それは、たとえ親権者が母親になったとしても、父親が養育費を支払い続けることで、親子の絆として保たれると思われる。そうすることにより、子どもの成長にとって良い結果に結び付いたという事例がいくつか示されると、調停当事者にも分かりやすいし、それを材料に説得するのも方法だと思う。
- 母親に親権があるから父親は黙っていてというのではなく、子どもにとっては父親も母親も必要だから、そのところを両者にきちんと理解してもらうような説得が必要だと思う。
- 養育費が決められた後に、父親が債務を理由に減額等を求めてきた場合、どう考えるのか。
- 法律的には、事情が変われば養育費の額を変更することは可能であるが、養育費というものは、親子が一つのパンを分け合うというたとえ話もあるように、非常に重要なものである。調停においては、明日支払いがあるといっ

た差し迫った事情がある場合、どのようにするのが良いか、悩みが多いところである。

- 一旦取り決めた養育費が高すぎて、生活ができなくなって消費者金融から借金してしまった場合、どう考えたらよいか。
- 将来好転する場合もあり得るので、取り決めた養育費のままでスタートして、その後に減額する方法はどうか。
- 子どもが自立する20歳ころまで養育費を支払うということであれば、支払総額も確定できるので、途中でやむを得ず支払いができなくなった場合には、後でまとめて払うということがあってもよいのではないか。
- 今の時代、父親が失業したり賃金カットされたりすることが多々あり、そのことが直接養育費の支払いにも影響してくるので、例えば父親が失業した場合には、裁判所がハローワークと情報交換を図り、早く経済的に立ち直らせるということができないものか。あるいは、経済的に苦しいときに家のローンを組んではいけないとか、裁判所として父母の経済状況を把握し、指導ができないものだろうか。
- 養育費が一旦決められて調停が成立すれば、その後に裁判所が口出しすることはないが、失業したり、収入が減ったことにより、養育費の支払いに困って減額等の申立てがなされれば、改めて裁判所が事情を伺うことはある。
- 調停を終了するとき、経済状態の事情変更等の問題を、当事者にきちんと説明することはできないものか。
- 養育費は払い続けてください。しかし、事情が変われば減額等の変更はできませんという話是可以する。事情というものは人それぞれだが、個人に特化した話はしていない。
- 人によって債務の内容や状況は違うと思うが、裁判所はどこまで踏み込んで確認するのか。
- 債務が生じた事情を聞かないと事情が変わったかどうか判断できないので、主張を裏付ける資料を提出してもらうことになる。

- 借金の内容にもいろいろあるが、どう思うか。
- 結局、借金があっても払えるのか、あるいは払えないのかの区分けになると思う。明日にでも水道やガスが止められてしまうような人に対し、それでも払えと言うのは現実的ではないので、個々に対応するしかないと思う。
- 子どもが進学するほど、お金が掛かるのは事実であり、父親の収入が減っているというような事情がある場合には、話し合いをした方がよいと思う。放置しておいて、父親の支払いが滞ってしまえば、今度は母親の借金がかさむことになりかねない。母親には、問題が生じたとき、一緒に考えてくれるような行政面での支援者がいるが、父親にも複雑な事情がある場合、支援する仕組みが必要ではないかと思う。
- 弁護士会では、債務整理の相談はできるが、そういう人に寄り添って支援していくという制度はない。
- 話題事項にあるように、再婚後に家を購入してローンを組んだ場合というのは、前妻との子どもを切り捨てるような感じがすると思う。二人の保護者がいなければ子どもは成長しないかと言えば、そんな因果関係はないと思うが、家庭が崩壊していると子どもの成長に支障があると思う。養育費の支払いが途絶えると、母親にストレスが溜まって子どもにしわ寄せがあるかもしれないということを認識する必要があると思う。経験上、子どもが成人し、一緒に酒を飲みに行ったりしたら楽しいだろうなと思うことから、子どもが成人すれば父母は対等な立場になり、父親も自由に会えることができるので、その時の楽しみをイメージさせるようなことができればよいのではないかと思う。さらに、父親は、支払った養育費を、子ども自身の買い物や食事等に使って欲しいと思っているのではないか。母親に払っているような気がするから、疑心暗鬼になって払いたくなくなるので、子ども自身が使っていることが分かれば、頑張っ払おうという気になるのではないかと思う。
- 養育費の滞納は、ローンを組む際、金融機関に負債として現れてこないの
で、金融機関に分かるようにしてもよいのではないか。

- 借金が遊興費であった場合にはどう思うか。
- 遊興費のために借金を作った人に対し、どれだけ言葉を使っても通じないのではないかと思うし、養育費を払う気がある人は、そもそもギャンブルなどには行かないと思う。
- 遊興費で購入した物を差し押さえて売却することも可能だが、手間と費用をかけてどれだけメリットがあるのか疑問である。
- 払えないことについて意を尽くして説明されれば、母親側の気持ちも違うと思う。
- 養育費を一旦減額した場合、その額で最後まで行ってしまうのか。
- 資力が回復したことを理由に、裁判所に養育費の増額を申し立ててくる例はほとんどないのが現状である。
- 資力が回復したら当事者間で協議するとか、裁判所に申し立てさせることはできると思う。当事者同士が定期的に連絡を取り合えばそれができると思うが、そこに裁判所が関与することはない。
- 養育費の減額を差し当たって1年間というように、期限付きにすることはできるのか。
- 理屈上は可能だが、普通は取られていない方法だと思う。
- 1年経過して元に戻そうとしたとき、例えば、実はまだ仕事が見つからないというような事情がある場合、小刻みに調停の申立てをさせるという方法はどうか。つまり、養育費を減額する際には期限を付し、期限が来ても戻せないときには、再度調停の申立てをさせるようにしてはどうかという趣旨である。そうでもしないと、自己申告制では、黙っていれば減額したままになってしまうおそれがある。
- 申立てを待つのではなく、申立てをせざるを得ないようにするのは良い考えだと思う。
- 再婚して子どもができるとう家が狭くなり、住宅を建てるためにローンを組むという気持ちも分からないでもないが、どう思うか。

- 家を建てるときには生活設計をするわけで、本来、その中に養育費が入っていないかならぬと思う。
- 住宅ローンを組んだから、養育費を減額するという話はあるまいと思う。
- 子どもを中心に考えると、離婚後に住宅ローンを組むというのは、極端に言えば遊興費に近いことかもしれない。
- 前妻との間にも後妻との間にも子どもがいる場合、前妻の子どもにとっては、捨てられたような気になるのではないか。
- 調停の席上、養育費の支払いが終わるまで、ローンを組むことについては慎重になってくださいという話はあるまいと思う。
- 結婚も離婚も再婚も自由だと思うが、父親は、子どもが成人するまで、養育費の支払いを背負っているという意識が必要で、そういう覚悟が必要なことを調停で話せばよいと思う。
- 給料を差し押さえるなどの債権執行手続では、本人の申立ても多く、多くの裁判所では書式が用意してあって、比較的簡単に申立てができるようになっている。
- 家庭裁判所では履行勧告という制度があり、調停、審判及び離婚判決に基づき、家裁調査官が父親に電話等で支払いを促すことによって、その中の約27パーセントが履行されているということである。この率は、強制執行した場合の目的達成率よりも相当高いと思われる。

(6) 次回期日

平成21年11月26日(木) 午後1時30分

(7) 委員長閉会あいさつ

(別紙)

第12回家裁委員会の話題事項

「養育費を巡る問題」

離婚全体の約6割に未成年の子がいると言われ、その多くが母に引き取られて、母子家庭で成育しているのが現状です。母子家庭には、児童扶養手当の支給、公営住宅への優先入居など行政の支援が行われていますが、経済的にはまだまだ困難な状況にあります。父からの養育費支払いは、別れて暮らす父と子の親子の絆の証であると同時に、子が自立するまでの経済的基盤を支える重要な意味を持っています。

家庭裁判所では、養育費を取り決める調停・審判、一旦取り決めた養育費の増額、減額の調停・審判、養育費の取決めが実行されない場合の履行確保などを扱っています。当事者に詳細な資料提出を求めるなどの負担をかけず、養育費の取決めを簡易、迅速に行うために、平成15年には「養育費の算定表」が作成され、一般にも公開されています。しかし、子を取り巻く状況は多様であり、「養育費の算定表」で対応できない事案に出会うこともあります。また、不況の影響で父も母も収入が減少し、調停での解決が難しくなっている事案もあります。「調停で養育費を取り決めても、すぐに支払わなくなる父親が多い。」という声もある中で、家庭裁判所は、適正、迅速な養育費の取決めと履行確保のために一層の工夫を求められています。そこで、養育費を巡る次のような問題についての各委員の意見をお伺いしたいと思います。

- 1 父に養育費の支払いを長く続けてもらうために、調停の場で、父母それぞれに、どのような説明とか働きかけをするのがよいでしょうか。
- 2 一旦養育費の取決めがなされた後に、父が債務を理由に減額、免除を求めてきた場合、調停では債務をどのように考え、どのように扱うのがよいでしょうか。(父自身の生活のために消費者金融から借金をしている場合、再婚後に家を購入してローンを組んだ場合など)